



公告

抽せんの結果、長野県公債を次のとおり償還します。

平成17年2月28日

長野県知事 田中康夫

1 銘柄、償還額、償還公債番号及び償還期日

銘柄	償還額	償還公債番号		償還期日
		100万円券		
平成7年度 第2回公債	千円 960,000	5441 ~ 7041 ~ 26881 ~	5760 7360 27200	平成17年 3月25日
平成8年度 第2回公債	999,000	17983 ~ 26308 ~ 29638 ~	18315 26640 29970	同上
平成9年度 第2回公債	945,000	5356 ~ 14176 ~	5985 14490	同上
平成10年度 第2回公債	690,000	5751 ~ 17251 ~ 21851 ~	5980 17480 22080	同上
平成11年度 第2回公債	300,000	2201 ~ 2501 ~ 9301 ~	2300 2600 9400	同上
平成7年度 第4回公債	1,623,000	4870 ~ 37330 ~ 50855 ~	5410 37870 51395	平成17年 4月25日
平成8年度 第4回公債	1,239,000	21064 ~ 25607 ~ 35519 ~	21476 26019 35931	同上
平成9年度 第3回公債	615,000	1846 ~ 11276 ~ 17221 ~	2050 11480 17425	同上
平成10年度 第3回公債	510,000	1361 ~ 6631 ~ 16151 ~	1530 6800 16320	同上
平成7年度 第6回公債	300,000	301 ~ 5201 ~ 8301 ~	400 5300 8400	平成17年 5月25日
平成8年度 第5回公債	296,000	3257 ~ 8141 ~	3404 8288	同上
平成9年度 第5回公債	109,000	2072 ~	2180	同上
平成10年度 第5回公債	377,000	6033 ~	6409	同上

2 支払場所 現物債は券面記載の支払場所
登録債は指定支払場所

財政改革チーム

公告

長野県希少野生動植物保護条例（平成15年長野県条例第32号）第8条第1項の規定により指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物の指定をしたいので、同条第2項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供します。

平成17年2月28日

長野県知事 田中康夫

1 指定希少野生動植物として指定しようとする動物（9種）

種の名称	指定の理由
クビワコウモリ	山地帯から亜高山帯にかけての森林に生息する日本固有種で、現在繁殖が確認されているのは乗鞍高原のみである。その個体数及び生息地がともに少なく、特に保護を図る必要があるため。 また、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
イヌワシ	山地帯から高山帯にかけて生息する種で、捕獲及び開発行為により、その個体数及び生息地がともに著しく減少している。また、カメラマンの営巣地への接近やハンググライダー等の飛行による影響も懸念される。よって、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
ブッポウソウ	低山帯の針広混交林及びブナ林等の落葉広葉樹林に生息する種で、開発行為等の影響によりその個体数及び生息地がともに著しく減少している。現在の生息地は県の北端及び南端に限定され、十数つがい繁殖しているのみである。よって、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
ヤイロチョウ	主に下生えのよく茂った常緑広葉樹林等に生息する種で、捕獲・森林伐採及び開発行為により、その個体数及び生息地がともに減少している。また、カメラマンの営巣地への接近等による影響も懸念される。よって、特に保護を図る必要があるため。 また、調査活動が行われており、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
クマタカ	急峻な谷のある山地の森林に生息する種で、捕獲及び開発行為により、その個体数及び生息地がともに減少している。また、カメラマンの営巣地への接近等による影響も懸念される。よって、特に保護を図る必要があるため。 また、調査活動が行われており、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
ライチョウ	森林限界上部の高山帯に生息する種で、登山者や観光客の増加に伴う生息地のかく乱、ごみの増加に伴うキツネ、カラス等天敵の増加、ニホンザル・ニホンジカ及びチョウゲンボウ等の野生生物の高山帯への進出、地球温暖化等により、その生息地の減少又は環境の悪化が懸念され、特に保護を図る必要があるため。 また、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。

ハクバサンショウウオ	<p>湿原及びその周辺の森林に生息する日本固有種で、生息地の数箇所が開発行為が行われるなど、生息地が減少している。また、捕獲による個体数の減少も懸念される。よって、特に保護を図る必要があるため。</p> <p>また、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。</p>
アカイサンショウウオ	<p>溪流付近や伏流水のある湿った森林内に生息する日本固有種で、新種として記載されたばかりで個体数も少ない。また、捕獲による個体数の減少や開発行為による生息環境の悪化も懸念される。よって、特に保護を図る必要があるため。</p> <p>また、調査活動が行われており、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。</p>
シナイモツゴ	<p>山間のため池及び細流に生息する日本固有種で、県内では北部の山間地に点在するため池にわずかに生息している。個々の生息地は隔離されており、生息地によっては個体数が減少している。また、捕獲による個体数の減少、種間交雑による遺伝的かく乱、外来魚による捕食圧の増大及び埋立等の開発も懸念される。よって、特に保護を図る必要があるため。</p> <p>また、県民からの保護要請も高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。</p>

2 特別指定希少野生動物として指定しようとする動物(2種)

種の名称	指定の理由
イヌワシ	<p>山地帯から高山帯にかけて生息する種で、捕獲及び開発行為により、その個体数及び生息地がともに著しく減少している。また、カメラマンの営巣地への接近やハングレライダー等の飛行による影響も懸念される。よって、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。</p> <p>また、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。</p>
ブッポウソウ	<p>低山帯の針広混交林及びブナ林等の落葉広葉樹林に生息する種で、開発行為等の影響によりその個体数及び生息地がともに著しく減少している。現在の生息地は県の北端及び南端に限定され、十数つがい繁殖しているのみである。よって、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。</p> <p>また、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。</p>

3 指定の案の縦覧場所

長野県生活環境部環境自然保護課、長野県佐久地方事務所、長野県上小地方事務所、長野県諏訪地方事務所、長野県上伊那地方事務所、長野県下伊那地方事務所、長野県木曾地方事務所、長野県松本地方事務所、長野県北安曇地方事務所、長野県長野地方事務所及び長野県北信地方事務所

環境自然保護課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年2月28日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成17年2月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 諏訪ドリーム
- 3 代表者の氏名
林 芳久
- 4 主たる事務所の所在地
諏訪市大手1丁目5番4号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、少年野球の指導等を通じて、子どもや地域住民に健康を提供し、体力の増進に寄与すると共に、学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動及び子どもの健全育成を図る活動をするを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年2月28日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成17年2月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 SUN
- 3 代表者の氏名
藤村 出
- 4 主たる事務所の所在地
長野県上水内郡三水村普光寺920
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害者が地域で自立生活できる社会の実現を図るため、障害を持った人たちの自立支援に関する事業や、暮らしやすい地域づくりに関する事業を行い、ノーマライゼーションの社会の実現に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年2月28日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 真田店

小県郡真田町大字本原614-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更しようとする事項

来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変更前	変更後
1	24時間	24時間
2	午前7時30分から 午後8時まで	午前7時30分から 午後8時まで
3	—	午前6時から 午後11時まで

4 変更する年月日

平成17年4月1日

5 届出年月日

平成17年2月16日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年2月28日から平成17年6月28日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年2月28日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 御代田店

北佐久郡御代田町大字御代田字上小田井2763-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後11時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	24時間	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分から 午後11時30分まで	24時間

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前6時から午後9時まで	午前5時から午後9時まで

4 変更する年月日

平成17年4月28日

5 届出年月日

平成17年2月18日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年2月28日から平成17年6月28日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第6項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表します。
平成17年2月28日

長野県知事 田中康夫

平成16年11月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要			備考	
			分析検査		保証票の検査		その他の検査
			項目	指摘事項			
汚泥発酵肥料	有限会社飯山堆肥センター	みゆき3	主要な成分等-TN、TP、TK、TCu、TZn、C/N 有害成分-ヒ素、カドミウム、水銀、ニッケル、クロム、鉛		生産した年月記載不適正		
汚泥発酵肥料	有限会社今井テクノ有機	テクノユーキ21	主要な成分等-TN、TP、TK、TCu、TZn、C/N 有害成分-ヒ素、カドミウム、水銀、ニッケル、クロム、鉛				
汚泥発酵肥料	高山村	フクイハラコンボ	主要な成分等-TN、TP、TK、TCu、TZn、C/N 有害成分-ヒ素、カドミウム、水銀、ニッケル、クロム、鉛		主要な成分含有量記載方法不適正		

1. 分析検査及びその他の検査欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数（ばらの場合には必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。
2. 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
3. 主要な成分等の略号は次のとおりである。

TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、TCu-銅全量、TZn-亜鉛全量、C/N-炭素窒素比

農業技術課

公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第2条第1項の規定により、次の者を表彰しました。

平成17年2月28日

長野県知事 田中康夫

平成17年2月25日表彰

建設事業功労

大久保 弘 男 北 原 隆 光

監 理 課

15854の2、15854の3、15855の4、15855のイの1、15856のイ、15856のロ、15857の2、15859の3、15861の2及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地、公有地の一部

- 3 都市計画区域から除外される土地の区域

平成16年5月31日現在における長野県諏訪郡富士見町立沢字頭ナシ2006、2010、2038の1、2038の2、2038の3、2038の4、2039の1、2039の2、2039の3、2039の4、2039の5、2039の6、字キリ山3222の2、3222の4、3222の5、3222の6、3222の11、3222の29、3222の30及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項の規定において準用する同条第5項の規定により、都市計画区域を次のように変更します。

平成17年2月28日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画区域の名称
富士見都市計画区域

- 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

平成16年5月31日現在における長野県諏訪郡原村字追分沢15852の5、15852の6、15852の8、15853の4、15853の5、

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成17年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の17第1項の規定により財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせませす。

平成17年2月28日

長野県知事 田中康夫

1 試験の期日、時間、試験地、試験会場及び科目

(1) 二級建築士試験

期日及び時間	試験地	試験会場	科目	
平成17年7月3日(日) 午前10時から午後5時10分まで	松本市	松本大学 (松本市新村2095-1)	学科	建築計画 建築法規 建築構造 建築施工
平成17年9月25日(日) 午前11時30分から午後4時まで	松本市	松本大学 (松本市新村2095-1)	設計製図	

(2) 木造建築士試験

期日及び時間	試験地	試験会場	科目	
平成17年7月24日(日) 午前10時から午後5時10分まで	松本市	松本大学 (松本市新村2095-1)	学科	建築計画 建築法規 建築構造 建築施工
平成17年10月9日(日) 午前11時30分から午後4時まで	松本市	松本大学 (松本市新村2095-1)	設計製図	

2 受験申込手続

(1) インターネットによる受験申込

インターネットによる受験申込については、二級建築士試験にあっては平成16年二級建築士試験、木造建築士試験にあっては平成16年木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができます。

ア 受験申込受付期間及び時間

期間	平成17年4月1日(金)から4月8日(金)まで
時間	受付開始日の午前10時から受付最終日の午後4時まで

イ 受験申込方法

センターのホームページ (<http://www.jaenic.jp/>) において、必要な事項を入力し申し込んでください。

(2) 受付場所における受験申込

ア 受験申込書及び受験要領の配布

受験申込用紙及び受験要領は、平成17年4月4日(月)から社団法人長野県建築士会及び同会各支部において配布します。

イ 受験申込書の受付期間及び時間並びに場所

受付期間及び時間	受付場所
平成17年4月11日(月)から4月15日(金)まで 午前10時から午後4時まで	長野県勤労者福祉センター (長野市旭町1108) 長野県松本合同庁舎2階205会議室 (松本市島立1020)

3 合格者の発表

平成17年12月上旬。合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知します。

なお、「学科試験」については、平成17年9月上旬。

4 その他

- 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出てください。
- この試験について不明な点は、財団法人建築技術教育普及センター関東支部(東京都中央区京橋2-14-1 兼松ビルディ

ング内 電話03-5524-2176)又は社団法人長野県建築士会若しくは同会各支部に問い合わせてください。

建築管理課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第74条第2項において準用する同法第73条第1項の規定により、次のとおり建築協定の変更を認可しました。

平成17年2月28日

長野県上伊那地方事務所長 田山重晴

- 認可申請者
伊那市大字東春近7300番地46
暁野区建築協定 代表者 北岡康弘
- 建築協定の名称
暁野区建築協定
- 建築協定区域
伊那市大字東春近7300番地2 他146筆
- 建築協定区域隣接地
伊那市大字東春近7300番地3 他19筆
- 変更認可日
平成17年2月10日

建築管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年2月28日

長野県消防学校長 松本健治

- 入札に付する事項
 - 調達をする役務
長野県消防学校庁舎等清掃業務委託一式
 - 役務の特質
長野県消防学校庁舎及び構内の清掃等作業
 - 履行期間
平成17年4月7日から平成18年3月31日まで
 - 履行場所
長野市篠ノ井東福寺2375-1
長野県消防学校庁舎及び構内
 - 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第

2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項の規定により建築物における清掃、飲料水貯水槽清掃及びねずみ昆虫等防除を行う事業について長野県知事の登録を受けた者であること。

(5) 過去に延床面積3,000㎡以上の建物において、同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市篠ノ井東福寺2375-1
長野県消防学校
電話 026(292)2580

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年3月28日 午前10時

ただし、本契約に係る予算の議決が3月28日以降になった場合は、その議決のあった日の翌日(その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その日の直後の月曜日)の午前10時とします。

イ 場所 長野県消防学校 会議室

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成17年3月17日(木)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要です。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

危機管理・消防防災課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年2月28日

長野県消防学校長 松本健治

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県消防学校給食業務委託一式

(2) 役務の特質

長野県消防学校入校生等に対する給食

(3) 履行期間

平成17年4月7日から平成18年3月31日まで

(4) 履行場所

長野市篠ノ井東福寺2375-1

長野県消防学校庁舎及び構内

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に40人以上の人員に対して、同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市篠ノ井東福寺2375-1
長野県消防学校
電話 026(292)2580

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年3月28日 午後1時30分

ただし、本契約に係る予算の議決が3月28日以降になった場合は、その議決のあった日の翌日（その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その日の直後の月曜日）の午後1時30分とします。

イ 場所 長野県消防学校 会議室

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成17年3月17日（木）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要です。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

危機管理・消防防災課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成17年2月28日

長野県公安委員会

- 1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲
別表のとおりとする。
- 2 講習科目及び時間数

講 習 科 目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2 時 間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1 時 間

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提

出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの）2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙により（申込書にはって、消印しないこと。）納付すること。

4 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を携帯すること。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

別表

受講対象者	講 習 会 開催月日	時 間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有し、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者であって、猟銃若しくは空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとするもの	4月6日 (水)	午後1時から 午後4時まで	長野会場	北 信
	4月13日 (水)		伊那会場	南 信
	4月20日 (水)		木曾会場	中 信

生活保安課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成17年2月28日

長野県公安委員会

- 1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲
別表のとおりとする。
- 2 講習科目、時間数及び考査方法

講 習 科 目	時間数	考査方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3 時間	講習終了後正誤式による考査を行う。 (所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2 時間	

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの）2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙により（申込書にはって、消印しないこと。）納付すること。

4 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を携帯すること。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行くこと。

別表

受講対象者	講習会 開催月日	時 間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有する者であって、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。）	4月27日 (水)	午前10時から 午後4時まで	長野会場	県下一円

生活保安課